

野田九条通信

2015年4月 112号

「野田・九条の会」事務局
Tel 7122-0502

野田・九条の会ホームページ
www43.tok2.com/home/article9nodan



戦後70年、地域から平和をつくろう

5月5日 (火・祝)

13:00~14:30 集会

中央公民館講堂

15:00~16:30 パレード

中央公民館から
櫛のホールまで

ピースパレード5.5!

集まろう!

安倍政権は昨年集团的自衛権の行使容認閣議決定後、着々と戦争する国への行動を進めています。

憲法九条を守ろう、活かそうと活動してきた九条の会はあらゆる手段をもって声を出していかなければなりません。毎年夏に行っている平和のつどいでは、プレイベントとして5月憲法記念日のころに野田でも広く市民にアピールする行動をしようと集会和デモ行進を予定しています。



平和な8月22・23日開催に向けて実行委員会が始まっています

3月7日平和のつどい第1回実行委員会が開催され、今年の集いに向けてスタートを切りました。

今年野田での平和のための戦争展として9回目となります。戦争する国にしてはならないという強い意志のもと、先の戦争をきちんと知る必要性や原発の危険性など映画や講

集会には、旅行会社社長の太田正一さんに沖繩の辺野古埋立の現況を報告していただきます。県知事選、衆議院選で圧倒的にこれ以上の基地はいらないとの沖繩の人々の意思。これらを全く無視して進められている現状。本土のマスコミでは報道されないことを映像を交えてお話しいただきます。



演などが企画に上っています。

実行委員会には趣旨に賛同なら誰でもなれます。また費用も市民のカンパと賛同金で運営します。資金の援助もお願いします。次回実行委員会は4月4日(土) 13:30から中央公民館学習室で。ご参加ください。

今月の予定

4月4日(土) 13:00
「ヒトラー権力掌握への道」上映と懇談
南部梅郷公民館 南地域9条の会

4月5日(日) 10:30~
集团的自衛権行使反対署名行動
清水貝塚前 野田・九条の会

お花見もします

4月11日(土) 14:00~
野田・九条の会定例会
櫛のホール研修室

4月17日(金) 13:00~
DVD「ブラック化するニッポン、使い捨てられる若者たちを救え！」上映と懇談
櫛のホール研修室 子どもの未来を語る会

5月3日(日) 12:30~15:30
平和といのちと人権を!
5・3 憲法集会
横浜臨港パーク

一緒に行きませんか?
川間駅 10:04 発
大宮行き先頭車両乗車

ええ! 65歳以上の若者、勝手に警察へ?

朝日新聞によると、野田市は65歳以上の住民名簿を本人の承諾なしに警察に提供したとのことです。市は「個人情報保護審査会の承認を取っているからよい」と議会で答弁したそうです。

こんなことが許されてはいけません。「必要だから」となったら個人のプライバシーはどうでもいのでしょいか? すぐに市中に中止要求を出す人もいます

ようです。条例では有益ならばよいということになっているので、こちらも改正してほしいものです。

憲法記念日に紙上のデモを新聞に意見広告を出しましょう!

市民意見広告運動では5月3日の新聞に、個人の名前を載せた憲法を守るの意見広告を出す人を募っています。今年の締め切りは4月8日です。個人は一口二〇〇〇円です。

郵便振替

00110-5-723920
市民意見広告運動

九条の眼 沖縄の意思 もうこれ以上 基地は要らない! 政府にだけでなく は私たちにも向けられている

戦争法案にストップ!を

3月19日に、自民公明による安保法制に向けての共同文書が発表された。それによるとアメリカ軍支援のための自衛隊の活動の範囲が、「非戦闘地域」から「戦闘地域」や「戦闘現場」に拡大されること、国連が統括しない人道復興支援や安全確保活動についても武器を持って参加することが可能とされる。殺す殺される現場、武装集団と対峙しながら治安維持を行う活動に自衛隊が参加するということになる。

また、集団的自衛権の行使についても歯止めがきかない。他国への武力攻撃によって日本の存立が脅かされる事態とはどのような事態をいうのか。時の政権がその「新事態」を認定するということである。首相は、アメリカによる先制攻撃の場合でも集団的自衛権の行使を否定しなかったということだから、地球のどこでもアメリカの戦争のお供をするということになるだろう。アメリカは「世界の警察」として世界中で戦争を起こしてきた。朝鮮戦争・ベトナム戦争・リビア空爆・ニカラグア侵攻・湾岸戦争・ソマリア侵攻・アフガニスタン空爆・イラク侵攻など枚挙にいとまがない。そのような戦争に日本

の自衛隊が参加することになるところに、憲法をゆがめて導いた「集団的自衛権」の本質がある。

「集団的自衛権」の行使が閣議決定に盛り込まれたからといって、憲法九条が改正されていないのに、『集団的自衛権の行使が憲法上認められる』ということになるわけではない。『憲法九条によって集団的自衛権が認められない』ということは全然変わらないのである。」これは、今年の6月30日の「国民安保法制懇」の会見での大森政輔元内閣法制局長官の発言である。この言葉に自信をもって憲法九条と前文の精神を身近な人達と語り広げていきたい。

(川田 勉)



沖縄新基地建設を取り巻く辺野古の今

沖縄に通うことになって、今年で22年目。渡沖した回数は600回をすでに超えています。仕事として通うことが多いのですが、時にしていてもたってもいられなくなると、沖縄へいくことがあります。2月22日に平和運動センター山城議長ら2名が、基地内に入ったとして米軍が不当接逮捕をしたニュースを観て、黙ってられなくなり、仕事を調整して急遽、沖縄へ行ってきました。日々、状況は更新されていますが、現況を報告します。昨年7月から始まった海底ボーリング調査は当初、11月30日までに終わらせる予定でしたが台風や知事選、総選挙などで中断していました。しかし、焦りを感じた政府はボーリング調査を再開。防衛局は3月末までの完了方針は変えていませんが、抗議行動が盛り上がる中、簡単には進めない状況です。防衛局が1月、辺野古沖に投下したブイを固定する巨大ブロックがサンゴ礁を破壊していることが、報道されました。3月23日に翁長知事は「許可を得ずに岩礁破

砕行為がなされた蓋然性が高い」と指摘。海底ボーリング調査など全ての海上作業を3月30日までに停止するよう文書で指示しました。政府側がこれに応じなければ、「岩礁破碎許可を取り消すこともある」と述べ強硬手段も辞さない姿勢を示しています。政府は安倍首相が4月下旬に訪米することから移設作業を続行する構えです。今後益々、沖縄辺野古支援は必要になってきています。新基地建設を許さない運動と世論を広げましょう。

(富士国際旅行社 太田 正一)



知事の作業停止指示を執行停止にした国の「詭弁」を受けて、名護市辺野古のキャンプ・シュワブゲート前に座り込み、海上工事に抗議の意志を示す市民ら。30日、ゲート前（琉球新報）